

# 質問に対する回答書

雲南市地域エネルギー事業会社の設立に係る公募型プロポーザル

令和6年12月23日回答

番号	質問事項	回答
1	<p>実施要領 5-6 ページの「業務遂行に当たり必要な能力」を満たす企業や、8-9 ページの「需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件」を満たす企業が、応募者自身ではなく、応募者の 100%出資で、主要な役員・従業員も共通し、事実上一体的に経営・運営される子会社である場合でも、認められるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、この場合、必要な提出書類として実施要領 7 ページの表 4 に記載される「電力販売実績が確認できる書類（有価証券報告書、四半期報告書などの決算説明資料等）」「保有する再エネ電源情報や再エネ電力調達実績・供給実績」「事業リスクへの対応能力を示す資料（直近 3 年分の財務諸表等）」や、実施要領 9 ページの表 8 に記載される「需給管理・調整業務実績を証する書類」は、この子会社の書類を提出する形でよろしいでしょうか。</p>	<p>構成企業の 100%出資で、主要な役員・従業員も共通し、事実上一体的に経営・運営される子会社である場合は、可とする。</p> <p>提出書類についても子会社の書類で可とする。</p> <p>ただし、構成企業の 100%出資等を明らかにできる書類（定款等）を添付すること。</p>

2	<p>実施要領 8 ページにて、需給管理・調整業務を担う者の要件として「経済産業省に登録されている小売電気事業者である者のうち、表 7 のア及びイのいずれかに該当する会社法上の法人」と記載があります。</p> <p>こちらも質問 1 と同様の子会社が小売電気事業者の登録を受けている場合でも認められるという理解でよろしいでしょうか。</p>	質問 1 の回答と同じ
---	--	-------------